別添②	国民健康保険システム標準化 第３回合同ワーキングチーム
	令 和 ７ 年 １ 月 １ 5 日

市町村事務処理標準システム

基本設計の観点及び方針について

（子ども・子育て支援金の対応）

国民健康保険中央会
医療保険部　保険者業務課

（空白ページ）

目次

１．はじめに

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更
　２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応
　２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課）
　２．３　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収滞納）

１．はじめに

本資料は、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）が令和7年度中にリリースを予定している制度改正に関する機能における、基本設計の**設計観点**および**設計方針**を記載した資料である。

制度改正に必要となる各機能に対し、基本設計で考慮した設計観点、システム開発の設計方針について、記載する。

また、標準システムを導入しない市町村においては現行の国保システムに対し、制度改正に対応する開発を行う必要があることを踏まえ、本資料を現行の国保システムを開発される際の参考資料としてお示しするが、現行の国保システムの仕様および市町村のシステム環境などにより、適切な制度改正に対するシステム対応を行うことを前提とし、必ずしも本資料の設計方針に従う必要はないことに留意いただきたい。

なお、本資料で示すシステム開発方針は、国民健康保険システム標準仕様書の制度改正における改訂に際し、機能・帳票要件等のひな型として、検討を行うこととする。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども･子育て支援金に係る機能の対応

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応

案件概要

○改正の概要

政府は、次に掲げる費用のうち国が負担する部分等を除いた部分（以下「支援納付金対象費用」という。）に充てるため、令和八年度から毎年度、健康保険者等（全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。以下この十一において同じ。）から、支援納付金を徴収するものとすること。（子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項関係）

医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。

対象は、全被保険者とし、１８歳未満の被保険者に係る低所得者軽減分と未就学児の均等割軽減については公費により軽減となり、残った均等割額についても合わせて全額軽減される。１８歳未満の免除分を除く軽減分については１８歳以上被保険者均等割として１８歳以上被保険者に賦課する必要がある。

○施行時期　令和8年4月１日

○標準システムにおける対応

子ども・子育て支援金制度に対応するための機能を開発する。本改正に係る標準システムの対応範囲を次ページに示す。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応

標準システムにおける子ども・子育て支援金に係る対応では、下図の丸付き項番の事務処理に対応する。

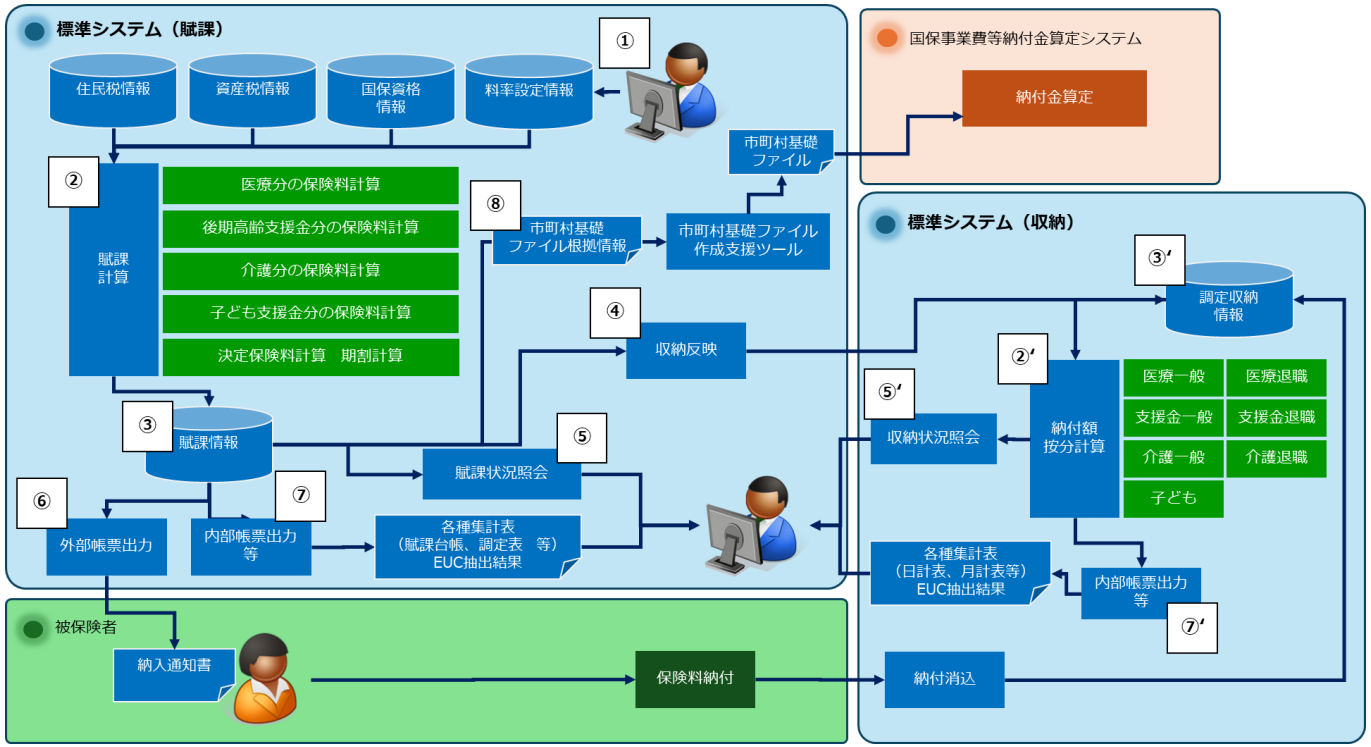

#	事務処理	処理概要
①	子ども・子育て支援金分の料（税）率設定	子ども・子育て支援金分の料（税）率を標準システムに登録する。
②、②'	子ども・子育て支援金分の計算	子ども・子育て支援金分の保険料（税）計算、納付額の按分計算を行う。
③、③'	子ども・子育て支援金分に係る情報の登録、管理	子ども・子育て支援金分に係る情報をデータベースに登録、管理する。
④	収納システムへの賦課情報の反映	収納サブシステムへ子ども・子育て支援金分の内訳を含めた賦課情報を連携する。
⑤、⑤'	子ども・子育て支援金分に係る情報のオンライン照会	オンライン画面にて、子ども・子育て支援金分を含めた賦課情報、収納情報を照会する。
⑥	納入通知書等の発行	子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を被保険者へ発行する。
⑦、⑦'	内部帳票出力等のその他の事務処理	子ども・子育て支援金分を考慮し、各種集計、EUC機能による抽出、報告資料の作成を行う。
⑧	市町村基礎ファイル根拠情報の作成	子ども・子育て支援金分を考慮し、市町村基礎ファイル根拠情報の作成を行う。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応

標準システムの収納サブシステムを利用せず、収納他システムと連携する場合における子ども・子育て支援金に係る対応では、下図の丸付き項番の事務処理に対応する。基本、前ページに示した対応内容と同じとなるが、④‘について、収納他システムへ連携するための調定情報に子ども・子育て支援金分の調定情報を含めるといった対応となる。

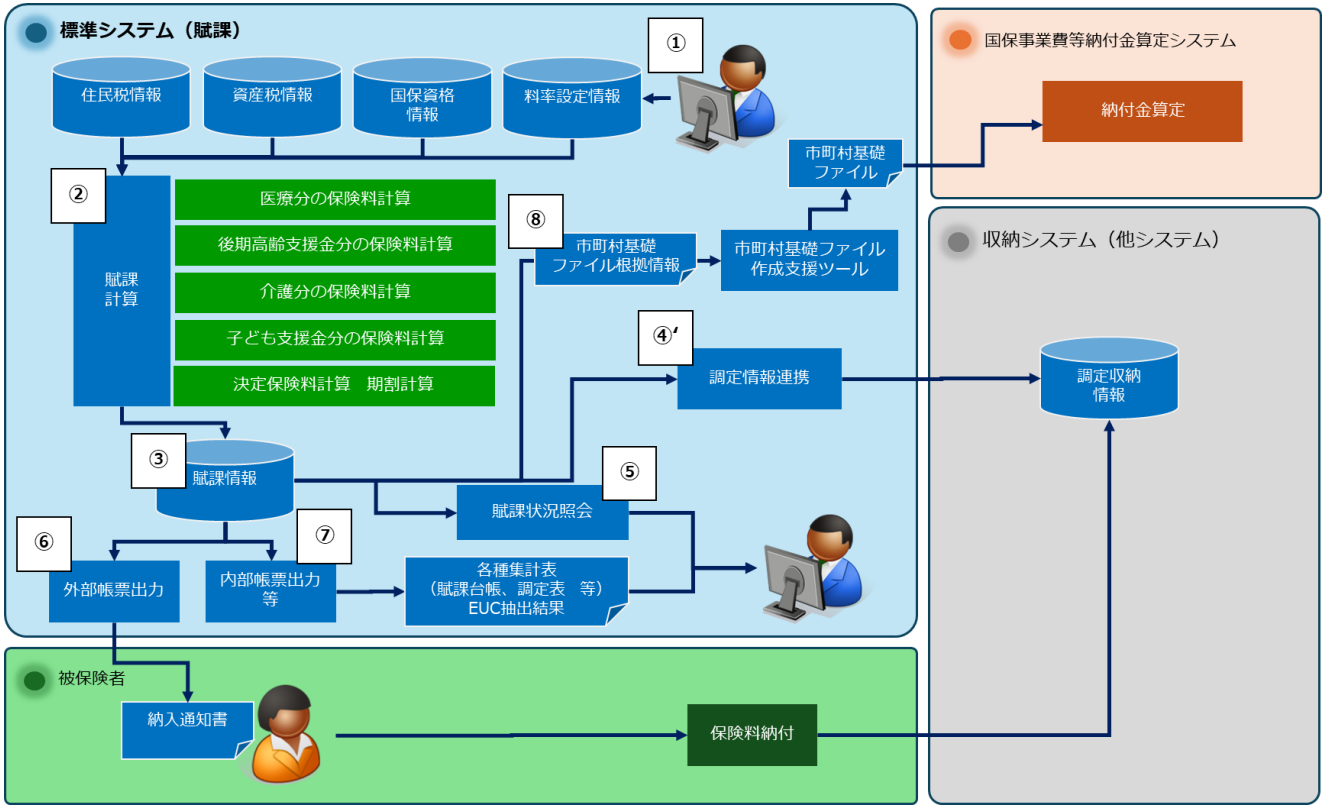

#	事務処理	処理概要
④‘	収納システムへの賦課情報の連携	収納システムが他システムである場合、子ども・子育て支援金分の含めた調定状況を収納他システムに連携する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応

前ページに示した対応内容を基にした保険料（税）賦課サブシステムおよび保険料（税）収納サブシステムの機能概要および設計方針を以下に示す。

保険料（税）賦課サブシステムの機能概要

- 子ども・子育て支援金分の保険料（税）率を設定する機能
- 子ども・子育て支援金分を含め保険料（税）額を計算する機能
- 子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能
- 子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納サブシステムおよび収納他システムへ連携する機能
- 子ども・子育て支援金分に係る賦課情報を照会する機能
- 子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を発行する機能
- 子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能
- 子ども・子育て支援金分を考慮した市町村基礎ファイル根拠情報を作成する機能

保険料（税）賦課サブシステムの設計観点

（１）子ども・子育て支援金分の保険料（税）率を設定できること
（２）子ども・子育て支援金分を考慮し、保険料（税）額を計算できること
（３）子ども・子育て支援金分に係る情報をデータベースに登録し、管理できること
（４）子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納サブシステムおよび収納他システムへ連携できること
（５）子ども・子育て支援金分に係る賦課情報をオンライン画面より照会できること
（６）子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を発行できること
（７）子ども・子育て支援金分の情報を基に、各種集計、EUC機能による抽出等ができること
（８）子ども・子育て支援金分を考慮した市町村基礎ファイル根拠情報を作成できること

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．１　子ども・子育て支援金に係る機能の対応

保険料（税）収納サブシステムの機能概要

- 子ども・子育て支援金分を考慮した納付額の按分額を計算する機能
- 子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能
- 子ども・子育て支援金分に係る収納情報を照会する機能
- 子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能
- 子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納他システムへ連携する機能

保険料（税）収納サブシステムの設計観点

（１）子ども・子育て支援金分を考慮し、納付額を按分計算できること
（２）子ども・子育て支援金分に係る情報をデータベースに登録し、管理できること
（３）子ども・子育て支援金分に係る収納情報をオンライン画面より照会できること
（４）子ども・子育て支援金分の情報を基に、各種集計、EUC機能による抽出等ができること
（５）子ども・子育て支援金分の情報を収納他システムへ連携できること

設計方針１　子ども・子育て支援金分の保険料（税）率を設定できること

■標準システムのオンライン処理「税率設定」において、子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）率を設定可能とする。

■子ども・子育て支援金分の算定に必要となる、18歳以上均等割額および軽減18歳以上均等割額を設定するための項目を追加する。追加した項目は、子ども・子育て支援金分の設定のみ可能とし、医療分、支援金分、介護分の設定は不可とする。

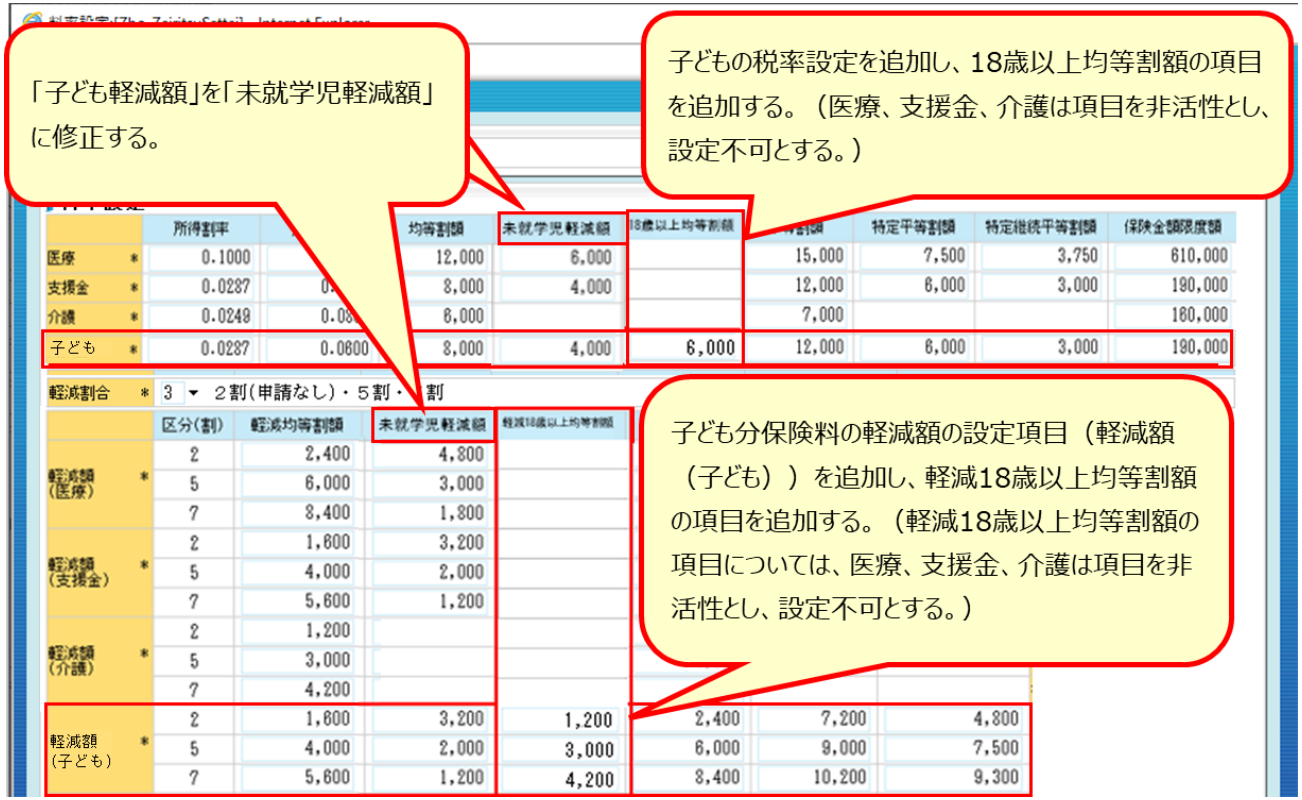

※標準システムは、未就学児軽減について「子ども軽減」と表記する仕様としていたが、子ども・子育て支援金に係る対応において、「未就学児軽減」と表記するよう変更する。

設計方針２　子ども・子育て支援金分を考慮し、保険料（税）額を計算できること

■標準システムは、令和８年度以降の年度を賦課対象とし、確定賦課（本算定）、賦課更正（現年度更正および過年度更正）を行う際、子ども・子育て支援金分を考慮し、保険料（税）額を計算する。

■標準システムの暫定賦課の計算方法では、「前年決定額を使用する方法」「前年年間金額を使用する方法」「前年所得を用いて再計算する方法」を選択することが可能であり、それぞれの計算方法において、子ども・子育て支援金分を考慮するよう、変更する。

■ただし、令和8年度の暫定賦課においては、地方税法第706条の2において、「前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる」とされていることから、令和７年度分の保険税が賦課されていない子ども・子育て支援金分の暫定賦課は実施しないが、医療分、後期高齢支援金分、介護分については、従前どおりに計算する方針とする。

■医療分、後期高齢支援金分、介護分、子ども・子育て支援金分をそれぞれ算定し、合算したものを保険料（税）の総額とする。なお、標準システムは、子ども・子育て支援金分については、退職者医療制度の廃止後に創設される制度であることを踏まえ、退職分の按分計算、退職分の算定情報のデータ管理、退職に係る機能（オンライン画面での照会、帳票への出力など）の追加は行わない。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムの保険料（税）計算における子ども・子育て支援金分については、以下のとおり計算する。

【基本的な計算方法】

○市町村ごとに資産割、平等割を賦課するかの方式を設定可能とし、設定した方式で計算する。

○所得割、資産割、均等割、平等割、 18歳以上均等割額の料（税）率を標準システムに登録する。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者について、18歳以上均等割額を賦課する。

○子ども・子育て支援金分の限度額を標準システムに登録し、限度額を超過した場合は限度額を保険料（税）額とする。

○子ども・子育て支援金分の年間保険料（税）額を計算後の端数の取り扱いについて、医療分、支援金分、介護分と同様に端数処理の実施有無、端数処理を実施する場合の位を設定可能とし、設定した方式で計算する。

【適用される軽減制度】

○総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合、子ども・子育て支援金分の均等割額、平等割額、18歳以上均等割額を減額する。
（法定軽減）

○非自発的失業者の所得割算定基礎額について、給与所得を３０/１００とする。
（非自発的失業者軽減）

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

【適用される軽減制度】（続き）

○国民健康保険の被保険者であったものが後期高齢者医療制度に移行することにより、単身となる世帯について、医療分、支援金分と同様に平等割額を減額する。
（特定同一世帯軽減）

○医療分、支援金分と同様に政令軽減を減額した後の均等割額に対し、未就学児軽減を適用する。
（未就学児軽減）

○出産する予定又は出産した被保険者について、政令で定める基準に従い当該市町村の政令で定めるところにより、子ども・子育て支援金分の均等割額、所得割額、18歳以上均等割額を減額する。
（産前産後保険料免除）

○政令軽減が適用される場合、医療分・支援金分と同様に、政令軽減を減額した後の所得割額、均等割額に対し、産前産後軽減を適用する。また、政令軽減を適用した後の18歳以上均等割額に対し、産前産後軽減を適用する。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者について、被保険者均等割額を減額する。なお、政令軽減、未就学児軽減、産前産後軽減が適用される場合、適用した後のなお残る被保険者均等割額を減額する。
（新規軽減）

（補足）

・給与所得を３０/１００とした総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合、均等割額、平等割額、18歳以上均等割額を減額する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムの保険料（税）計算における子ども・子育て支援金分の減免（国保法第７７条に基づき、市町村が条例に定めて行う減免（条例減免））について、以下のとおり計算する。

○医療分・支援金分・介護分と同様に子ども・子育て支援金分についても、世帯（月割増減額を適用した後の決定保険料（税））に対する減免額もしくは減免率を登録可能とし、登録した内容を基に減免を適用する。

○医療分・支援金分・介護分と同様に子ども・子育て支援金分についても、個人ごともしくは世帯ごとの所得割、資産割、均等割、平等割に対する減免期間、減免率を登録可能とし、登録した内容を基に減免を適用する。

○子ども・子育て支援金分については、18歳以上均等割に対しても減免期間、減免率を登録可能とし、登録した内容を基に減免を適用する。

○医療分・支援金分と同様に、子ども・子育て支援金分についても、旧被扶養者に対し、減免を適用する。また、子ども・子育て支援金分については、18歳以上均等割に対しても同減免を適用する。

■標準システムの子ども・子育て支援金分の計算パターンについて、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-2」、「補足資料1-3」に示す。

■また、前述の保険料（税）を計算する機能を含め、標準システムの子ども・子育て支援金の対応において、追加、変更するバッチ処理を、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-7」に示す。

■標準システムでは、被保険者からの問合せに対応するため、保険料（税）の試算（シュミレーション）を行う「料金試算」機能を実装している。料金試算機能において子ども・子育て支援金分の保険料（税）を含め、算定できるように変更する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムは、料（税）率を試算するための機能として、

- 賦課総額から保険料（税）率を求める試算を行うための料率試算機能（試算タイプA）
- 設定した保険料（税）率から試算を行い、賦課総額を算出する料率試算機能（試算タイプB）

を実装している。

■料率試算機能（試算タイプA）において、子ども・子育て支援金分の所得ランクおよび調定ランクを設定可能とし、子ども・子育て支援金分の保険料（税）率についても賦課総額から求めるように変更する。

■料率試算機能（試算タイプB）において、子ども・子育て支援金分の試算用保険料（税）率を設定可能とし、子ども・子育て支援金分の賦課総額についても試算用保険料（税）率から求めるように変更する。

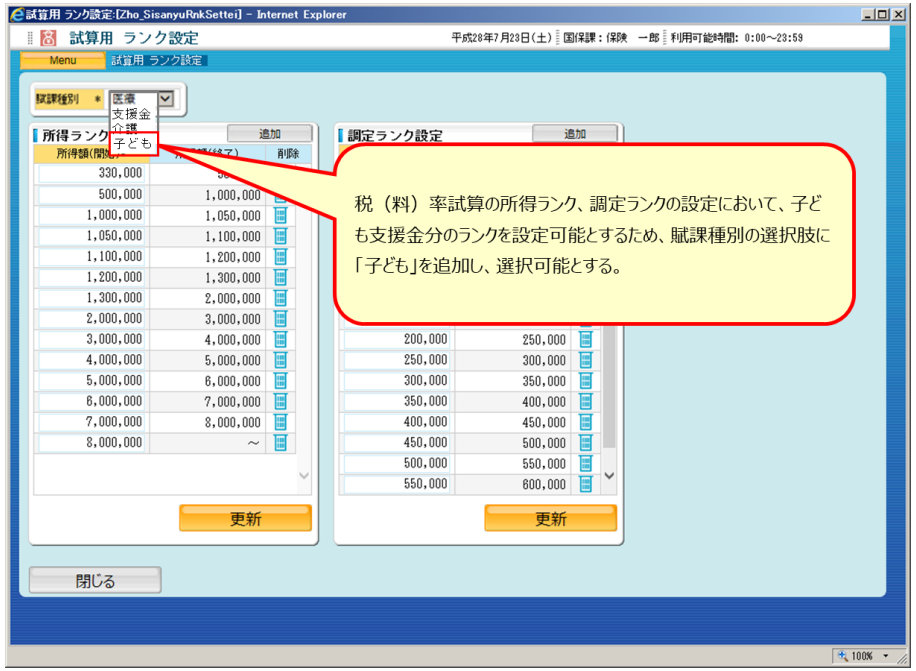

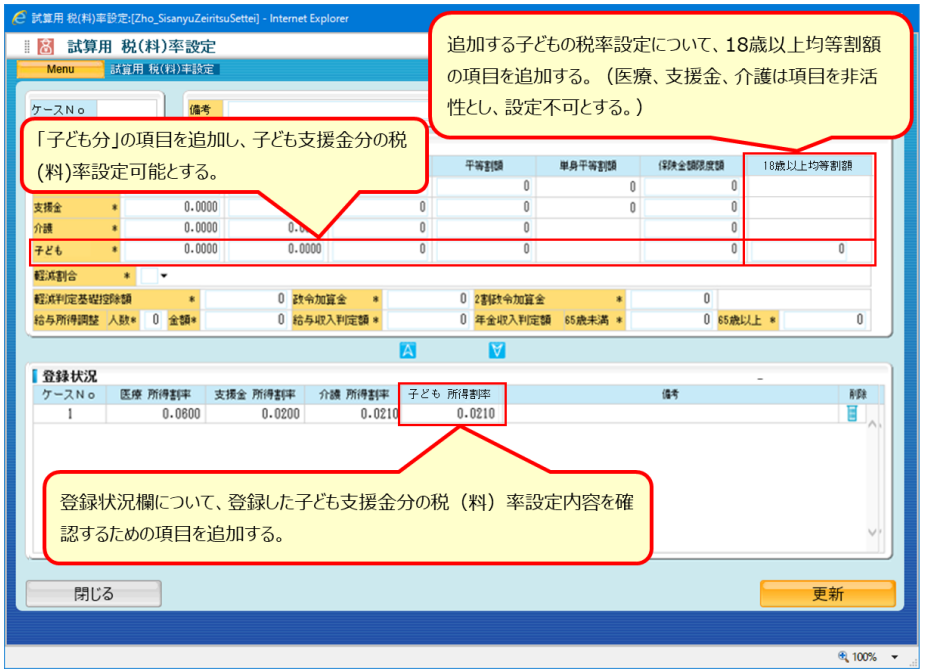

設計方針３　子ども・子育て支援金分に係る情報をデータベースに登録し、管理できること

■医療分、支援金分、介護分のデータ管理仕様と同様に子ども・子育て支援金分の情報を管理するテーブルを追加し、子ども・子育て支援金分の賦課情報を管理する。

■追加するテーブルにおいては、医療分等における項目のうち、退職分に関する項目は追加しない。また、「18歳以上均等割額」、「18歳以上軽減均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」の項目を追加する。

項目は一部抜粋

テーブル定義書								
	システム名				市町村事務処理標準システム			
	サブシステム名				保険料（税）賦課			
	テーブル名				TZho_賦課子ども世帯			
	テーブル名称				TZho_FUKAKODOMSETAI			
No.	項目名	項目記号名	データ型	桁数	項目内容	NotNull	主キー	備考
1	自治体ｺｰﾄﾞ	jichtiCd	char	6	市町村の自治体コード（都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋チェックディジット（1桁））を設定する	○	○	
2	対象年度	taishoNnd	char	4	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を設定する	○	○	
3	保険証番号	hknshuno	varchar2	16	保険証番号を設定する	○	○	
4	世帯主住民番号	stinsjuumnno	char	10	世帯主の個人番号（世帯課税の場合			
20	均等割額	kntuwrgk	number	15	均等割額（子ども全体）を設定する			
21	18歳以上均等割人数	18siijoukntuwrnnzu	number	5	最終時点の18歳以上均等割の人数（子ども全体）を設定する			
22	18歳以上均等割額	18siijoukntuwrgk	number	15	18歳以上均等割額（子ども全体）を設定する			
23	平等割額	byuduwrgk	number	15	平等割額（子ども全体）を設定する			
25	算出額	snshtugk			全体）を設定する			
26	軽減均等割額	kignkntuwrgk			）を設定する			
27	18歳以上軽減均等割額	18siijoukignkntuwrgk	number	15	18歳以上軽減均等割額（子ども全体			
28	軽減平等割額	kignbyuduwrgk	number	15	軽減平等割額（子ども全体）を設定			
82	18歳未満軽減均等割人数	18smmnkgnkntwrnnz	number	5	18歳未満均等割軽減の該当人数を設定する			
83	18歳未満軽減均等割額	18simmnkignkntuwrgk	number	15	18歳未満均等割軽減額を設定する			

・「18歳以上均等割額」の項目を追加する。

・「18歳以上軽減均等割額」の項目を追加する。

・「18歳未満軽減均等割額」の項目を追加する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■未就学児軽減、産前産後免除のデータ管理方法と同様に、18歳未満均等割軽減の対象であるかの月別のフラグを登録、管理する項目を追加する。管理した項目は、調定表や賦課状況の集計に18歳未満均等割軽減に関する集計根拠として利用可能とする。

テーブル定義書		
	システム名	市町村事務処理標準システム
	サブシステム名	保険料（税）賦課
	テーブル名	TZho_賦課個人被保
	テーブル名称	TZho_FUKAKOJINHIHO

項目は一部抜粋

No.	項目名	項目記号名	データ型	桁数	項目内容	NotNull	主キー	備考
1	自治体ｺｰﾄﾞ	jichtiCd	char	6	市町村の自治体コード（都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋チェックディジット（1桁））を設定する	○	○	
2	対象年度	taishoNnd	char	4	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を設定する	○	○	
3	個人番号	kojinNo	char	10	市町村で対象者を一意に識別する管理番号を設定する	○	○	
4	保険証番号	hknshuno						
5	世帯主住民番号	stinsjuumnno						
179	産前産後免除ﾌﾗｸﾞ12	snznsngmnjoflg						
180	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ0	18smmnkgnkntwrflg0	char	1	４月１日の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
181	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ1	18smmnkgnkntwrflg1	char	1	４月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
182	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ2	18smmnkgnkntwrflg2	char	1	５月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
183	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ3	18smmnkgnkntwrflg3	char	1	６月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
184	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ4	18smmnkgnkntwrflg4	char	1	７月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
185	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ5	18smmnkgnkntwrflg5	char	1	８月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
186	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ6	18smmnkgnkntwrflg6	char	1	９月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
187	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ7	18smmnkgnkntwrflg7	char	1	１０月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
188	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ8	18smmnkgnkntwrflg8	char	1	１１月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
189	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ9	18smmnkgnkntwrflg9	char	1	１２月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
190	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ10	18smmnkgnkntwrflg10	char	1	１月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
191	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ11	18smmnkgnkntwrflg11	char	1	２月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			
192	18歳未満軽減均等割ﾌﾗｸﾞ12	18smmnkgnkntwrflg12	char	1	３月の18歳未満軽減均等割の該当有無フラグ（"1"：有り、"0"：無し）を設定する			

・18歳未満均等割軽減の対象であるかの月別のフラグを登録、管理する項目を追加する。

■標準システムの子ども・子育て支援金分の対応において、追加、変更するデータベース（テーブル）を、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-4」に示す。

設計方針４	子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納サブシステムおよび収納他システムへ連携できること

■標準システムの保険料（税）収納サブシステムを利用する市町村において、保険料（税）賦課サブシステムが算定した子ども・子育て支援金分を含めた調定情報を保険料（税）収納サブシステムへ反映することが可能となるよう、以下のバッチ処理を変更する。

○ZhoS_0381 本算定__収納反映
○ZhoS_0384 現年度決議（収納反映）
○ZhoS_0385 仮算定__収納反映
○ZhoS_0386 仮算更正__収納反映
○ZhoS_0388 過年度決議（収納反映）
○ZhoS_0391 本算定__収納反映（政令市・標準収納版）

■標準システムは、保険料（税）収納サブシステムに反映した調定情報について、反映した内容を反映前に戻すためのバッチ処理「ZhoS_0387 更正戻し」を実装している。バッチ処理「ZhoS_0387 更正戻し」について、子ども・子育て支援金分の調定情報も含め反映前に戻すよう変更する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムの保険料（税）収納サブシステムを利用せず、他の収納システムを利用する市町村においては、標準システムが算定した調定情報を他の収納システムに連携し、他の収納システムより連携された収納情報を標準システムに取り込む。

■標準システムが算定した調定情報を他の収納システムに連携するためのバッチ処理「ZstS_2400 調定連携ﾃﾞｰﾀ作成」について、子ども・子育て支援金分の調定情報を含め連携するよう変更する。また、他の収納システムより連携された収納情報を標準システムに取り込むためのバッチ処理「ZstS_2410 連携収滞納情報取込」について、子ども・子育て支援金分の収納情報を含めて取り込むよう変更する。

■なお、標準システムは、標準仕様書に定められた連携要件に準拠した連携機能の開発を進めているが、今後、子ども・子育て支援金の対応に伴う標準仕様書の連携要件の変更が示されると想定しており、示された連携要件に基づき、開発を進める予定としている。

設計方針５　子ども・子育て支援金分に係る賦課情報をオンライン画面より照会できること

- ■オンライン画面「 GZho503　賦課状況照会」において、「子ども分」の項目を追加し、子ども・子育て支援金分の調定額の内訳を表示し、確認可能とする。なお、子ども・子育て支援金分の退職分の項目は追加しない。
- ■「子ども分」を追加するため、従前の「医療分（前）」「支援金分（前）」「介護分（前）」を削除する。その結果、本画面では、賦課更正前の調定額のうち総合計額のみを確認可能とする。医療分、支援金分、介護分、子ども・子育て支援金分の賦課更正前の調定額については、「詳細」ボタンを押下し、画面遷移先の画面で確認可能とする。
- ■保険料（税）賦課サブシステムでは過年度の調定情報も照会する必要があることから、医療分、支援金分、介護分の各内訳項目に対する退職分の表示は残す方針とする。

○ GZho503　賦課状況照会

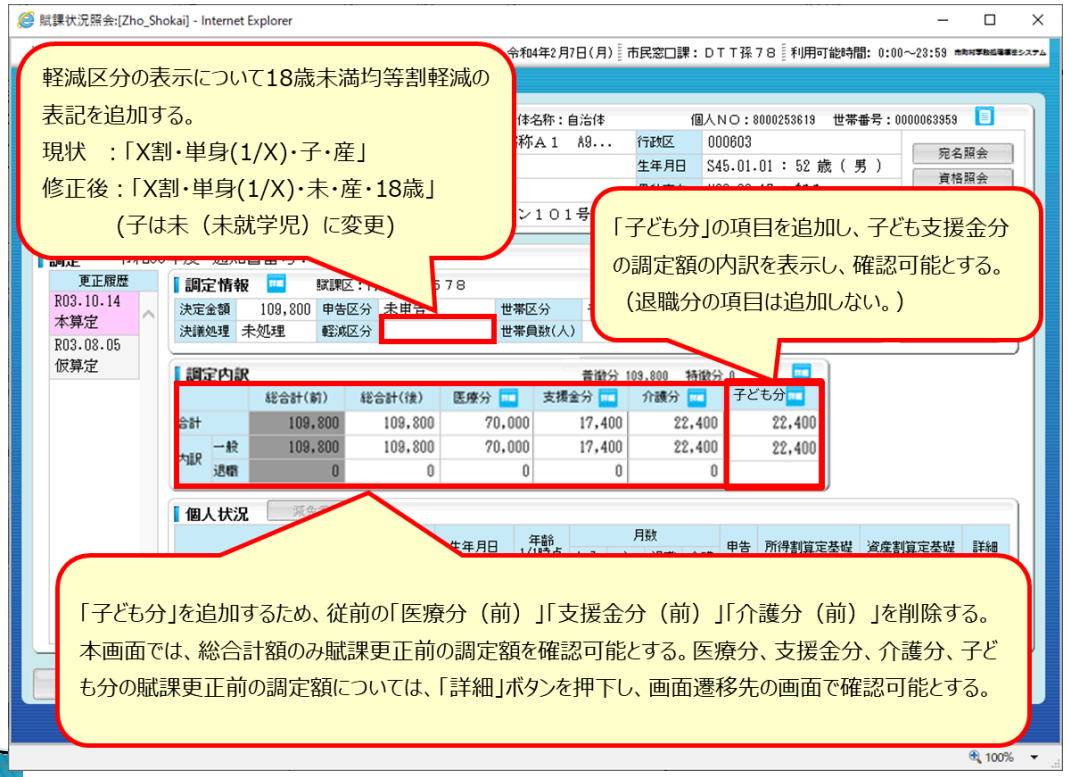

※標準システムは、子ども・子育て支援金分に係る調定内訳名称について、「子ども分」と表示する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■賦課状況詳細（算定基礎）画面において、従前の均等割額の項目に18歳以上均等割額を合算し、軽減均等割額の項目に18歳未満均等割軽減額を合算する。

■子ども・子育て支援金分の算定基礎を確認するための画面を追加する。子ども分の明細に限り、均等割額および軽減額の詳細を表示し、18歳以上均等割額および18歳未満均等割軽減額の内容の確認を可能とする。

○ GZho504　賦課状況詳細

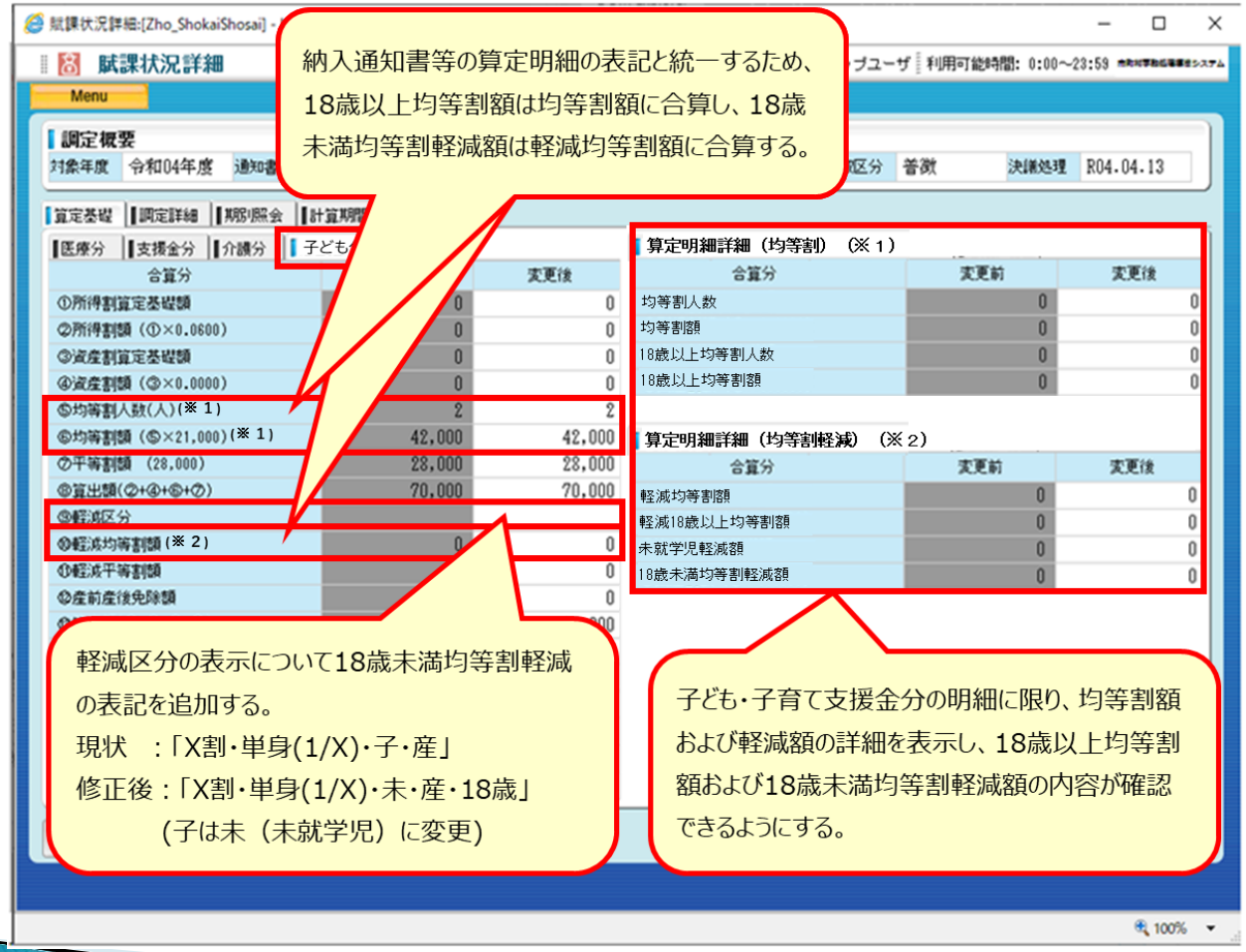

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■賦課状況詳細（期別照会）画面において、「子ども」の項目を追加し、子ども支援金分の期別調定額を内訳に表示可能とする。

■子ども分の退職分の項目は追加せず、医療分、支援金分、介護分の退職分の期別調定額の内訳の表示を後ろに移動する。

○ GZho504　賦課状況詳細

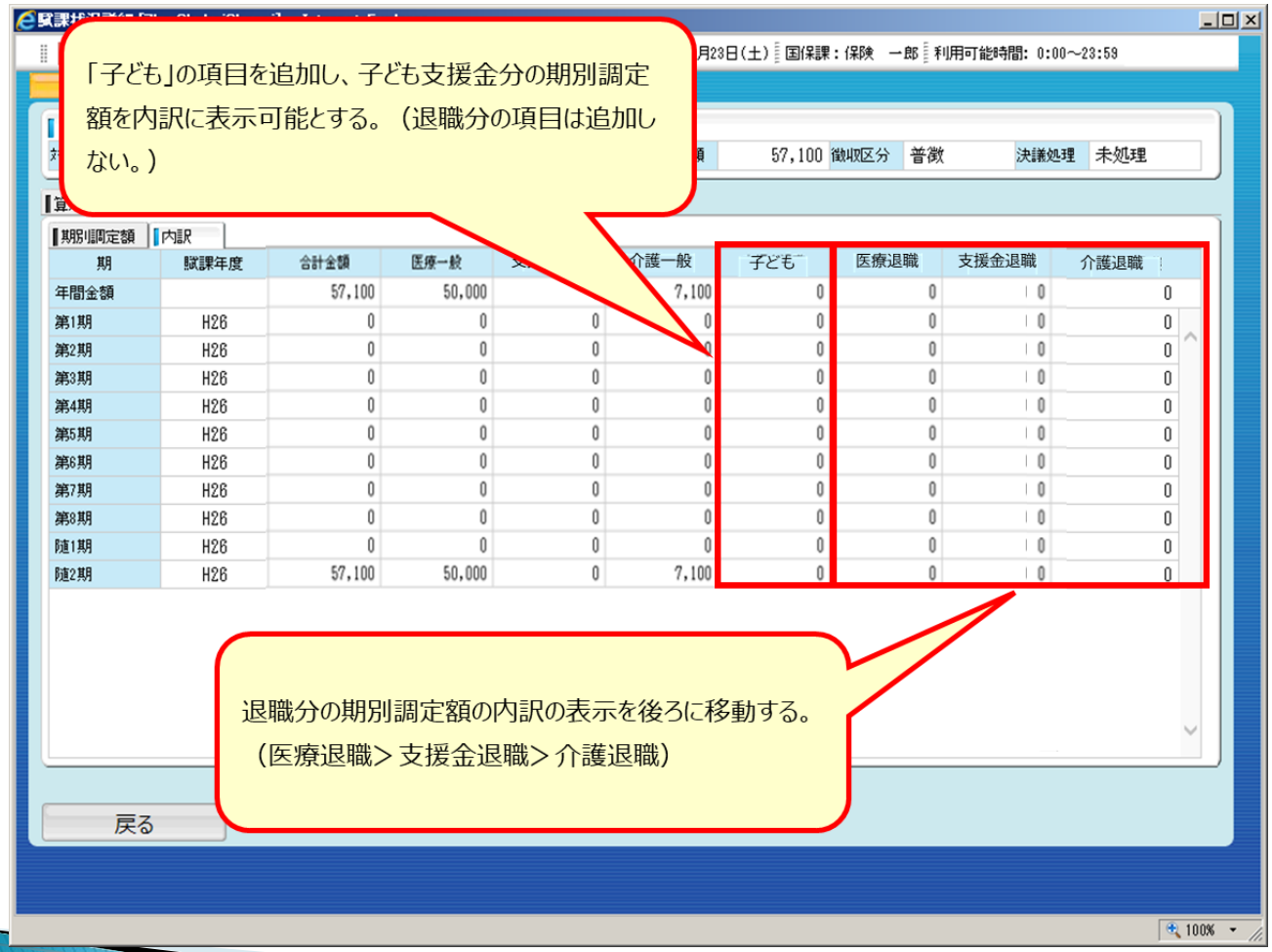

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■賦課状況詳細（計算期間）画面の「子ども」欄について、従前は未就学児に該当する場合「○」を表示していたが、18歳未満の場合「18歳未満」と表示し、未就学児である場合「未就学児」と表示するよう変更する。

○ GZho504　賦課状況詳細

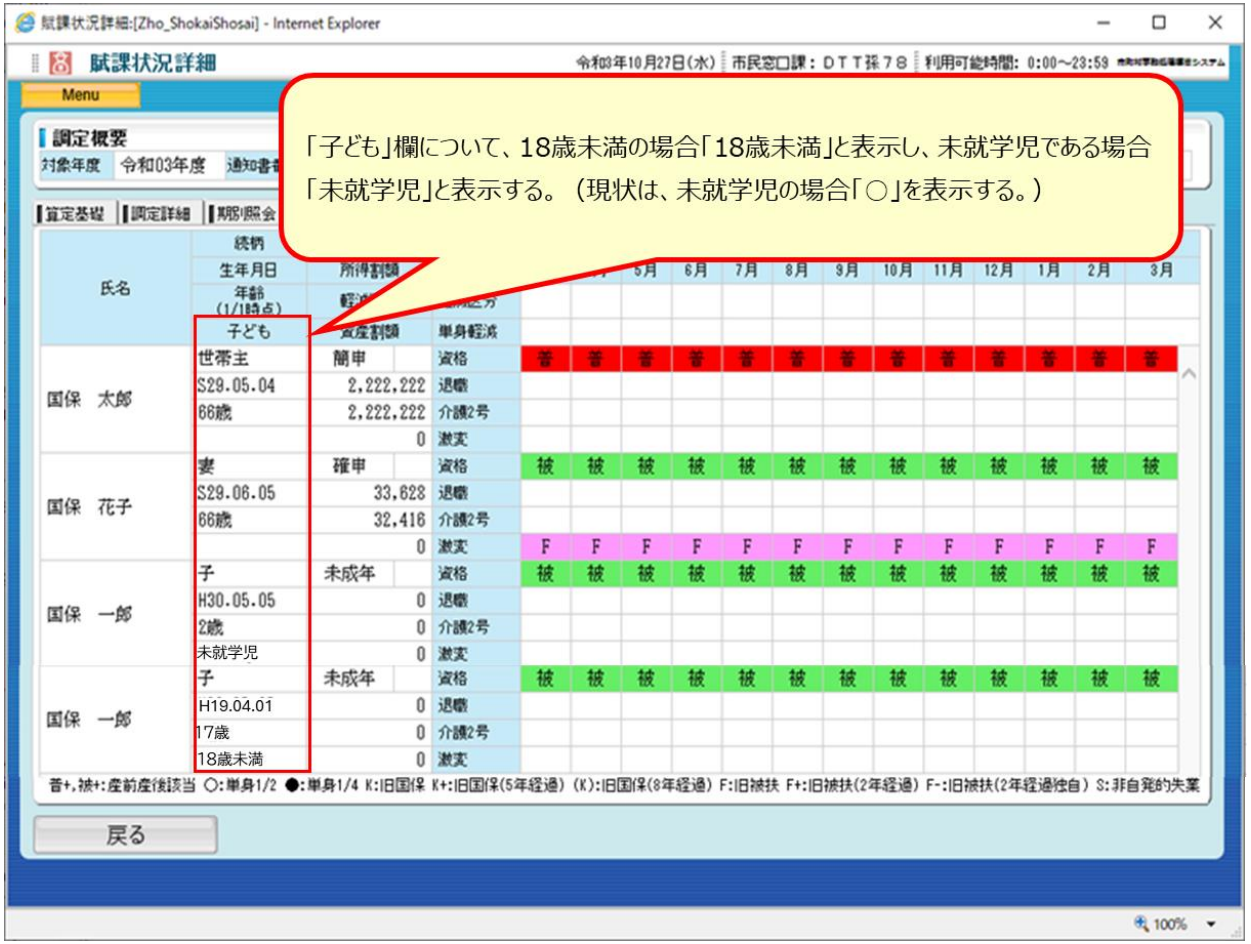

■標準システムの子ども・子育て支援金の対応において、追加、変更するオンライン画面処理を、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-5」に示す。

設計方針６　子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を発行できること

■被保険者へ通知する納入通知書の賦課明細を出力する箇所について、従前は医療分、支援金分、介護分の賦課明細を出力していたが、子ども・子育て支援金分の賦課明細の出力を追加する。

■標準システムは、納入通知書の賦課明細に子ども・子育て支援金分の算定項目である「18歳以上均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」を出力する項目は追加せず、従前の「均等割額」、「軽減均等割額」の項目に合算する。（※）

■なお、子ども・子育て支援金分の算定項目である「18歳以上均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」を従前の「均等割額」、「軽減均等割額」の項目に合算していることを通知するための固定文言を追加する。

国民健康保険税　賦課明細書

	区分	所得割 課税標準額 ①	所得割 所得割率 ②	所得割 所得割額 ③＝①×②	資産割 課税標準額 ④	資産割 資産割率 ⑤	資産割 資産割額 ⑥＝④×⑤	被保険者均等割 1人あたり均等割額⑦	被保険者均等割 被保険者数 ⑧	被保険者均等割 均等割額 ⑨＝⑦×⑧	世帯別平等割 平等割額⑩	
変更前	医療分	円	%	円	円	%	円	円	人	円		円
	支援金分	円	%	円	円	%	円	円	人	円	月	
	介護分	円	%	円	円	%	円	円	人	円		円
	子ども分	円	%	円	円	%	円	円	人	円	月	円
変更後	医療分	円	%	円	円	%	円	円	人	円		円
	支援金分	円	%	円	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	%	円	円	人	円		円
	子ども分	円	%	円	円	%	円	円	人	円	月	円

	区分	算出合計額 A＝③+⑥+⑨+⑩	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	軽減額 ⑪	限度超過額 ⑫	月割増減額 ⑬	減免額 ⑭	年間保険税額 (A－⑪－⑫+⑬－⑭)
変更前	医療分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
変更後	医療分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	介護分	円		円	円	円	円	円	円	円	円
	子ども分	円		円	円	円	円	円	円	円	円

1人あたり18歳以上均等割額			円
前回決定額		今回決定額	

※年間保険税額の算定において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

※子ども分において、18歳以上均等割額は均等割額⑨に合算して記載しています。また、18歳未満均等割軽減額は均等割軽減額⑪に合算して記載しています。

・変更前の子ども分の算定明細、変更後の子ども分の算定明細を出力する項目を追加する。
・子ども分については、「18歳以上均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」を従前の「均等割額」、「軽減均等割額」の項目に合算する。

・地方税法第１条第６号に「納税通知書　納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、**税率**、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書」とあることから、「1人あたり18歳以上均等割額」の項目を追加する。

・子ども分については、「18歳以上均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」を従前の「均等割額」、「軽減均等割額」の項目に合算していることを通知する固定文言を追加する。

※「18歳以上均等割額」、「18歳未満軽減均等割額」などの算定項目を追加する場合、従前においても出力している項目が多く、項目を追加する領域が確保できないことから、全体の文字サイズを小さくする、出力枚数を多くする（算定明細を2頁に分ける）といった対応が必要となり、被保険者の視認性が悪くなる、市区町村の用紙作成コストや郵送コストが増加するなどといった課題が生じる。課題が生じること、および、未就学児軽減額についても、均等割額に含めている状況なども考慮し、標準システムは、厚生労働省およびこども家庭庁と協議を行った上で、設計方針を決定した。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

- ■被保険者へ通知する納入通知書の個人明細を出力する箇所について、従前は医療分、支援金分、介護分の個人明細を出力していたが、子ども・子育て支援金分の個人明細の出力を追加する。
- ■賦課明細の設計方針と同様に子ども・子育て支援金分の算定項目である「18歳以上均等割額」を出力する項目は追加せず、従前の「均等割額」に合算する。
- ■なお、個人明細に子ども・子育て支援金分の明細行を追加することに伴い、明細に出力する最大人数を減らす。（各帳票様式ごとに出力する最大人数を見直す。）

国　民　健　康　保　険　税　個　人　明　細　書

通知書番号

被保険者氏名	区分	＊：国保加入者　G：擬制世帯主　S：非自発的失業者　（月）												未申告該当	所得割(円)	資産割(円)	均等割(円)	平等割(円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	子ども																	

- ・子ども分の個人明細を出力する項目を追加する。
- ・子ども分については、「18歳以上均等割額」を従前の「均等割額」の項目に合算する。
- ・子ども分の明細行を追加することに伴い、明細に出力する最大人数を減らす。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムの子ども・子育て支援金の対応において、追加、変更する帳票を、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-6」に示す。

■標準システムは、標準仕様書の別紙３に示されている帳票詳細要件および別紙4に示されている帳票レイアウトを基とし、子ども・子育て支援金の対応で必要となる変更（設計方針）を検討し、整理した。標準仕様書の別紙３および別紙４を基とした変更後の帳票詳細要件および帳票レイアウトを、「基本設計の観点及び方針について 補足資料2」に示す。

■標準システムは、納入通知書を一括で出力する際に外部委託用ファイル「納付書データ」をあわせて出力する。そのため、外部委託用ファイル「納付書データ」についても、子ども・子育て支援金分の項目を追加する。

■なお、標準システムは、令和6年1月に施行された産前産後保険料免除の対応において、年度途中の制度施行であり、外部委託用ファイルの変更を行うことの市町村への影響を考慮し、産前産後保険料免除に係る情報は「納付書データ」に追加せず、「納付書データ（産前産後）」として別のファイルに出力する仕様とした経緯がある。

■今回の子ども・子育て支援金の対応において、「納付書データ」のファイルレイアウトが変更されることを踏まえ、「納付書データ（産前産後）」を別ファイルで出力することを廃止し、「納付書データ」に産前産後に係る情報を追加するよう変更する。

■納入通知書を一括で出力する際に併せて出力する外部委託用ファイル「納付書データ」を含め、標準システムの子ども・子育て支援金の対応において、追加、変更するファイルを、「基本設計の観点及び方針について 補足資料1」の「補足資料1-8」に示す。

設計方針７　子ども・子育て支援金分の情報を基に、各種集計、EUC機能による抽出等ができること

■標準システムの保険料（税）賦課サブシステムから出力する各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金分に係る情報を表示する項目を追加する。

○RZho018　調定表

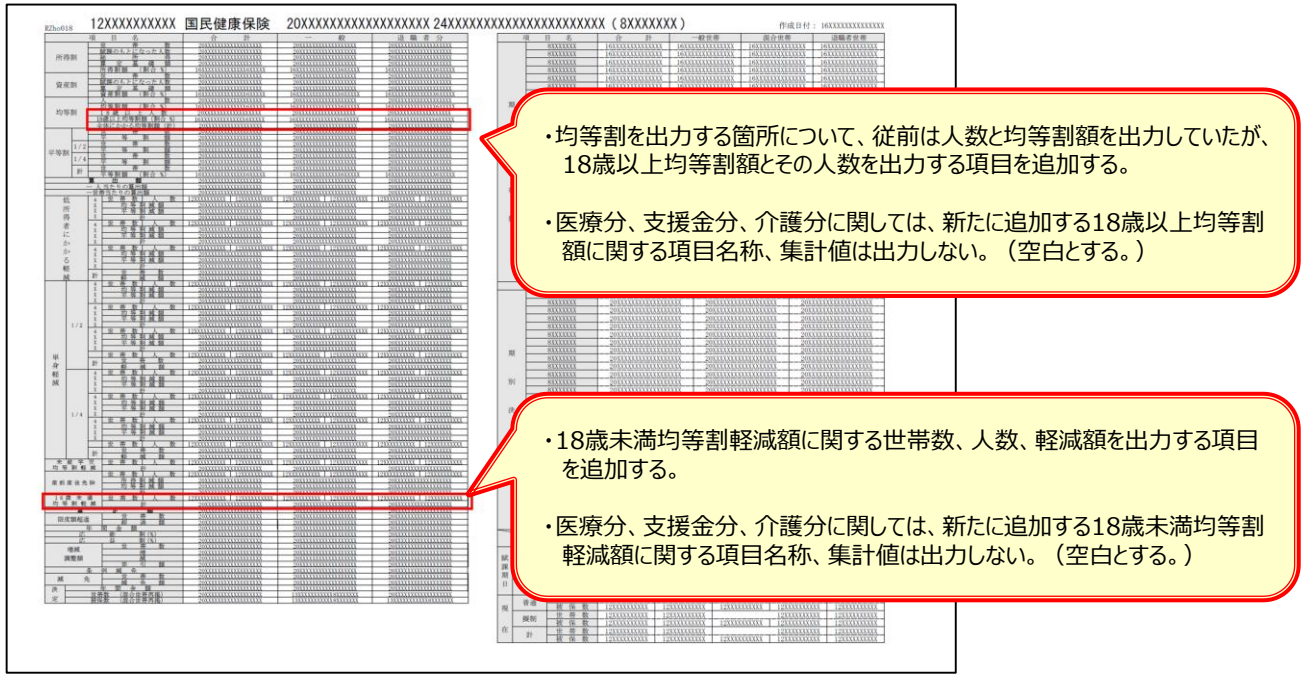

■なお、18歳以上均等割額の軽減額について、出力項目を追加するための領域が確保できないことから、全体にかかる均等割の軽減額に合算することとする。ただし、本帳票を利用する事務処理において、18歳以上均等割額の軽減額の集計内容が確認できるよう、18歳以上軽減均等割額の集計情報を確認するためのCSVファイルを別途、出力する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■標準システムでは、保険料（税）の賦課情報を一覧（リスト）により確認可能とするため、バッチ処理「ZhoS_4210 ＥＵＣ賦課マスタ作成」などを実施し、EUC機能より賦課情報を抽出する。

■賦課情報を抽出するEUC機能において、子ども・子育て支援金分に係る情報を追加し、抽出可能とする。

項目は一部抜粋

テーブル定義書								
		システム名			市町村事務処理標準システム			
		サブシステム名			保険料（税）賦課			
		テーブル名			TZho_EUC賦課ﾏｽﾀ			
		テーブル名称			TZho_EUCFUKAMASTER			
No.	項目名	項目記号名	データ型	桁数	項目内容	NotNull	主キー	備考
1	自治体ｺｰﾄﾞ	jichtiCd	char	6	市町村の自治体コード（都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋チェックディジット（1桁））を設定する	○	○	
2	対象年度	taishoNnd	char	4	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を設定する	○	○	
3	保険証番号	hknshuno	varchar2	16	保険証番号を設定する			
4	世帯主住民番号	stinsjuumnno	char	10	世帯主の個人番号（世帯課税の場合はZZZZ			
309	所得割算定基礎額3	shtkwrsntiksgk2	number	15	所得割算定基礎額（子ども全体）を設定する			
310	所得割額3	shtkwrgk2	number	15	所得割額（子ども全体）を設定する			
311	資産割算定基礎額3	ssnwrsntiksgk2	number	15	資産割算定基礎額（子ども全体）を設定する			
312	資産割額3	ssnwrgk2	number	15	資産割額（子ども全体）を設定する			
313	均等割人数3	kntuwrnnzu2	number	5	最終時点の均等割の人数（子ども全体）を設定する			
314	均等割額3	kntuwrgk2	number	15	均等割額（子ども全体）を設定する			
315	平等割額3	byuduwrgk2	number	15	平等割額（子ども全体）を設定する			
316	算出額3	snshtugk2	number	15	年間の賦課算出額（子ども全体）を設定する			
317	軽減均等割額3	kignkntuwrgk2	number	15	軽減均等割額（子ども全体）を設定する			
318	軽減平等割額3	kignbyuduwrgk2	number	15	軽減平等割額（子ども全体）を設定する			
319	条例減免額3	jourignmngk2	number	15	条例減免額（子ども全体）を設定する			
320	減免額3	gnmngk2	number	15	減免額（子ども全体）を設定する			
321	算定額3	sntigk2	number	15	軽減適用後の年間賦課算定額（子ども全体）を設定する			
322	限度超過額3	gndchukgk2	number	15	限度超過額（子ども全体）を設定する			
323	年間保険税額3	nnknhknzigk2	number	15	限度超過適用後の年間保険賦課額（子ども全体）を設定する			
324	区ｺｰﾄﾞ	wdcd	varchar2	6	賦課時点の区コード			

・子ども・子育て支援金に係る情報を追加する。

■なお、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、事業月報、調整交付金等の統計、報告事務に変更が生じることが考えられるが、標準システムは、実施要領等の発出後に報告資料の作成等に係る機能の設計方針を検討することとしている。

設計方針８　子ども・子育て支援金分を考慮した市町村基礎ファイル根拠情報を作成できること

■標準システムは、国保事業費等納付金算定システムに連携するための市町村基礎ファイルを作成するための市町村基礎ファイル作成支援ツールに取り込むための根拠情報を作成する機能を実装している。

■子ども・子育て支援金の対応に伴い、市町村基礎ファイルおよび市町村基礎ファイル（退職保険料・保険料軽減額）に子ども・子育て支援金分に係るファイル項目が追加されることが考えられる。

■そのため、標準システムは、子ども・子育て支援金に対応した市町村基礎ファイルを作成するために、以下の対応を行う予定とする。（設計方針の詳細は、国保事業費納付金等算定標準システムの外部インタフェース仕様書の変更が示された後に検討する。）

○オンライン画面より、子ども・子育て支援金分の賦課限度額控除後所得額および賦課限度額控除後資産税額を算出するための保険料率の入力を可能とする。

○入力した賦課限度額控除後所得額および賦課限度額控除後資産税額を算出するための保険料率を基に、子ども・子育て支援金分の算出情報を含む、市町村基礎ファイルを作成を可能とする。

○都道府県から通知された標準保険料率を設定する機能において、子ども・子育て支援金分の保険料率を設定可能とする。

○設定した標準保険料率を基に、子ども・子育て支援金分の情報を含む市町村基礎ファイル（退職保険料・保険料軽減額）および根拠情報（CSV）ファイルの作成を可能とする。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）賦課サブシステム）

■なお、標準システムは、子ども・子育て支援金に対応した機能について、令和8年9月頃の市町村の事務処理に対応できるよう、機能をリリースする予定としており、令和7年9月頃の市町村基礎ファイルに関する事務処理においては、子ども・子育て支援金に対応した機能が市町村に提供されていない状況となる。

■そのため、標準システムは、令和７年度における暫定対応として、市町村基礎ファイルに関する事務処理が行われる令和7年9月頃までに、現行の機能で出力した市町村基礎ファイルおよび市町村基礎ファイル（退職保険料・保険料軽減額）を取り込み、子ども・子育て支援金の対応により追加された項目を追加するためのツールを提供する方針とする。

■なお、提供するツールは、子ども・子育て支援金の対応により追加された項目に固定値として0を設定する予定であり、市町村職員は、必要に応じ、市町村基礎ファイル作成支援ツールにて、値を設定することを想定している。

設計方針１　子ども・子育て支援金分を考慮し、納付額を按分計算できること

■標準システムの収納額における按分計算については、以下のとおり算出する。
按分計算については、調定額（医療分、支援金分、介護分、子ども分）、収納額より以下Step1～3の手順で算出する。
【前提】：子ども・子育て支援金分を考慮した按分計算においても、医療分、支援金分、介護分と同様に調定額内訳をもとに均等按分にて算出を行う。

計算方法等については「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-2」「補足資料3-3」に示す。

[Step1]
・医療分、支援金分、介護分、子ども分の調定額を算出する。
① 医療分調定額＝医療一般分調定額 ＋ 医療退職分調定額
② 支援金分調定額＝支援金一般分調定額 ＋ 支援金退職分調定額
③ 介護分調定額＝介護一般分調定額 ＋ 介護退職分調定額
④ 調定額＝医療分調定額 ＋ 支援金分調定額 ＋ 介護分調定額 ＋ **子ども分調定額**

[Step2]
・医療分、支援金分、介護分、子ども分の調定内訳額に応じて、各内訳の収納額を算出する。
⑤ 介護分収納額＝収納額 × 介護分調定額 ÷ 調定額 （※1）
⑥ 支援金分収納額＝(収納額 － 介護分収納額) × 支援金分調定額 ÷ (調定額 － 介護分調定額) （※1）
⑦ **子ども分収納額＝ (収納額 － 介護分収納額 － 支援金分収納額) × 子ども分調定額 ÷ (調定額 － 介護分調定額 － 支援金分調定額)** （※1）
⑧ 医療分収納額＝収納額 － 介護分収納額 － 支援金分収納額－ **子ども分収納額**
（※1：小数点以下四捨五入）

子ども分の収納額内訳

[Step3]
・各内訳の一般分、退職分の収納額を算出する。
介護分の一般分、退職分の収納額を算出する。
⑨ 介護退職分収納額＝介護分収納額 × 介護退職分調定額 ÷ 介護分調定額 （※2）
⑩ 介護一般分収納額＝介護分収納額 － 介護退職分収納額
支援金分の一般分、退職分の収納額を算出する。
⑪ 支援金退職分収納額＝支援金分収納額 × 支援金退職分調定額 ÷ 支援金分調定額 （※2）
⑫ 支援金一般分収納額＝支援金分収納額 － 支援金退職分収納
医療分の一般分、退職分の収納額を算出する。
⑬ 医療退職分収納額＝医療分収納額 × 医療退職分調定額 ÷ 医療分調定額 （※2）
⑭ 医療一般分収納額＝医療分収納額 － 医療退職分収納額
（※2：小数点以下切り上げ）

一般分、退職分の算出については、「昭和五九年一一月一〇日 保険発第九八号 各都道府県民生主管部（局長）あて厚生省国民健康保険課長通知」を参照

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

設計方針２　子ども・子育て支援金分に係る情報をデータベースに登録し、管理できること

■画面表示、一覧・集計表作成時に子ども分の内訳額をもとに按分計算を行うため、内訳項目を管理しているテーブルへ「内訳7～10」の項目追加を行う。子ども分は「内訳7」の項目で管理を行い、内訳8～10は予備項目として追加を行う。

テーブルの修正概要は「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-4」に示す。

（例）TZst_収納内訳は、内訳項目「期別調定額内訳」「期別収納額内訳」「繰越時調定額内訳」「繰越時収納額内訳」「繰越調定額内訳」を保持している。

テーブル定義書		
	システム名	市町村事務処理標準システム
	サブシステム名	保険料（税）収納
	テーブル名	TZst_収納内訳
	テーブル名称	TZst_SHUNOUCHIWAKE

項目は一部抜粋

No.	項目名	項目記号名	データ型	桁数	項目内容	NotNull	主キー	備考
1	自治体ｺｰﾄﾞ	jichtiCd	char	6	市町村の自治体コード（都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋チェックディジット（1桁））を設定する	○	○	
「収納ｷｰ1」「収納ｷｰ2」「履歴番号」「初期登録業務日時」「更新業務日時」「更新ｼｽﾃﾑ日時」「更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名」「更新ﾕｰｻﾞID」「有効ﾌﾗｸﾞ」「旧自治体ｺｰﾄﾞ」								
13	個人番号	kojinNo	char	10	市町村で対象者を一意に識別する管理番号を設定する			
14	賦課年度	fukaNnd	char	4	賦課した年度を設定する			
15	税目ｺｰﾄﾞ	zimkcd	char	2	税目の識別コードを設定する			
16	対象年度	taishoNnd	char	4	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を設定する			
17	通知書番号	tschshNo	char	10	通知書番号を設定する			
18	期別ｺｰﾄﾞ	kibetCd	char	2	徴収する期別を設定する			
「事業年度開始年月日」「事業年度終了年月日」「申告区分ｺｰﾄﾞ」「連番」								
23	期別調定額内訳1	kbtuchutigkuchwk1	number	15	医療（一般）の調定額を設定する			
24	期別調定額内訳2	kbtuchutigkuchwk2	number	15	医療（退職）の調定額を設定する			
25	期別調定額内訳3	kbtuchutigkuchwk3	number	15	介護（一般）の調定額を設定する			
26	期別調定額内訳4	kbtuchutigkuchwk4	number	15	介護（退職）の調定額を設定する			
27	期別調定額内訳5	kbtuchutigkuchwk5	number	15	支援金（一般）調定額を設定する			
28	期別調定額内訳6	kbtuchutigkuchwk6	number	15	支援金（退職）調定額を設定する			
29	期別調定額内訳7	kbtuchutigkuchwk7	number	15	子ども調定額を設定する			
30	期別調定額内訳8	kbtuchutigkuchwk8	number	15	予備項目			
31	期別調定額内訳9	kbtuchutigkuchwk9	number	15	予備項目			
32	期別調定額内訳10	kbtuchutigkuchwk10	number	15	予備項目			
33	期別収納額内訳1	kbtushunugkuchwk1	number	15	医療（一般）の期別収納額を設定する			
34	期別収納額内訳2	kbtushunugkuchwk2	number	15	医療（退職）の期別収納額を設定する			
35	期別収納額内訳3	kbtushunugkuchwk3	number	15	介護（一般）の期別収納額を設定する			
36	期別収納額内訳4	kbtushunugkuchwk4	number	15	介護（退職）の期別収納額を設定する			
37	期別収納額内訳5	kbtushunugkuchwk5	number	15	支援金（一般）の期別収納額を設定する			
38	期別収納額内訳6	kbtushunugkuchwk6	number	15	支援金（退職）の期別収納額を設定する			
39	期別収納額内訳7	kbtushunugkuchwk7	number	15	子どもの期別収納額を設定する			
40	期別収納額内訳8	kbtushunugkuchwk8	number	15	予備項目			
41	期別収納額内訳9	kbtushunugkuchwk9	number	15	予備項目			
42	期別収納額内訳10	kbtushunugkuchwk10	number	15	予備項目			

・期別調定額内訳7～10を追加する。
・子どもは期別調定額内訳7の項目で管理し、期別調定額内訳8～10は予備項目とする。

「繰越時調定額内訳7～10」、「繰越時収納額内訳7～10」、「繰越調定額内訳7～10」も期別調定額内訳、期別収納額内訳と同様、各内訳項目へ内訳7～10を追加する。

設計方針３　子ども・子育て支援金分に係る収納情報をオンライン画面より照会できること

■オンライン画面「GZst102_収納情報照会画面」において、子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）調定額内訳、収納額内訳を表示するための項目を追加する。
なお、子ども・子育て支援金分に係る項目追加にともない、内訳項目の表示順を賦課システムと合わせるよう変更を行う。

■収納情報照会画面は、過年度の調定情報、収納情報も照会できることから、医療分、支援金分および介護分の退職分の表示項目は残す方針とする。
画面の修正概要は「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-5」に示す。

○ GZst102_収納情報照会画面

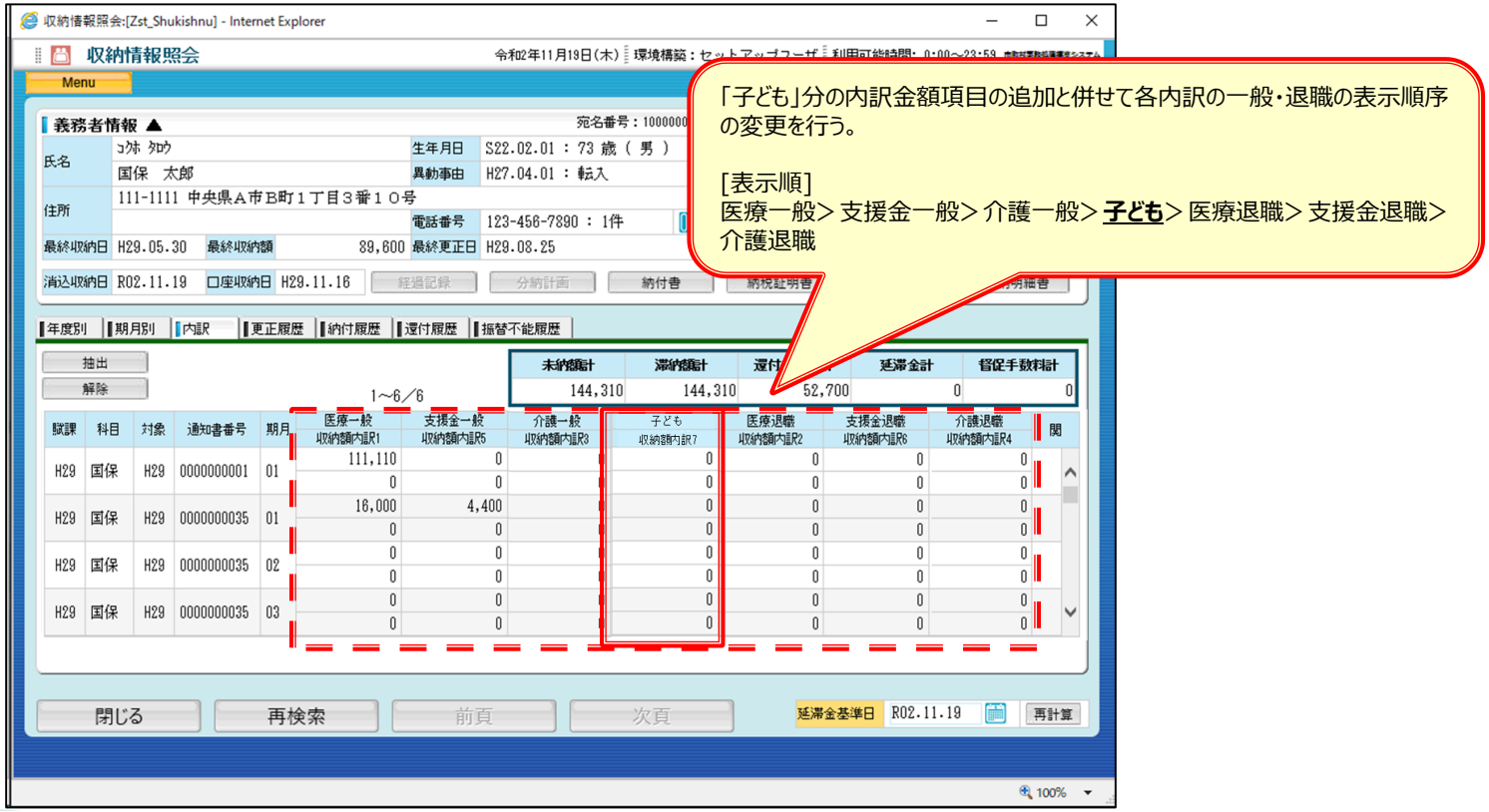

※標準システムは、子ども・子育て支援金分に係る調定内訳名称について、「子ども」と表示する。

設計方針４　子ども・子育て支援金分の情報を基に、各種集計、EUC機能による抽出等ができること

- ■住民向け帳票に対するレイアウト修正はなし。
- ■各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金に係る調定額内訳項目、収納額内訳項目等の表示項目を追加する。なお、子ども分の項目追加に伴い、出力スペースを確保するため、その他内訳項目に関して項目桁数の見直しを行う。（例：19桁→13桁へ見直し等）
- ■各種一覧表、集計表においては内部帳票であることから、オンライン画面「GZst102　収納情報照会画面」のように内訳項目の表示順の見直しは行わない。

帳票の修正概要は「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-6」に示す。

○RZst615_日計表

・「子ども」分の収納内訳金額項目（内訳７）として表示項目の追加を行う。

・収納内訳金額は調定内訳金額をもとに按分計算した金額を表示する。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

■収納サブシステムでは集計表として調定収入・月報（RZstA22_調定収入・月報（以下、「現年月報」という）、RZstA29_月報(普徴滞繰分)（以下、「滞繰月報」という））の作成機能を有しており、現年度や過年度（滞納繰越分）の集計表を作成することができる。
また、上記２帳票は、保険料（税）の合計額集計表、および各内訳の集計表（以下、「内訳月報」という）を作成することができることから、内訳月報において子ども・子育て支援金分を出力する対応を行う。

■現年分、過年分における内訳月報の出力順は以下の通りとする。

現年繰越区分※1(昇) > 科目コード(昇) > 業務固有キー※2(昇) > 内訳区分※3(昇) > 年度(昇) > 期割区分(昇) > 頁※4(昇) > 連番※5(昇)

※1 ：現年、現年随時、繰越の区分です。(出力帳票ごとに固定値のため、出力順には影響ありません。)
※2 ：業務ごとに設定する固有のキーです。(例：国民健康保険税(料)の場合→保険証番号)
※3 ：国民健康保険税(料)の内訳に対して設定する区分です。
(医療一般：1、医療退職：2、介護一般：3、介護退職：4、支援一般：5、支援退職：6、**子ども：7**)
※4 ：科目単位の出力連番です。
※5 ：頁内の明細連番です。

○ RZstA22_調定収入・月報

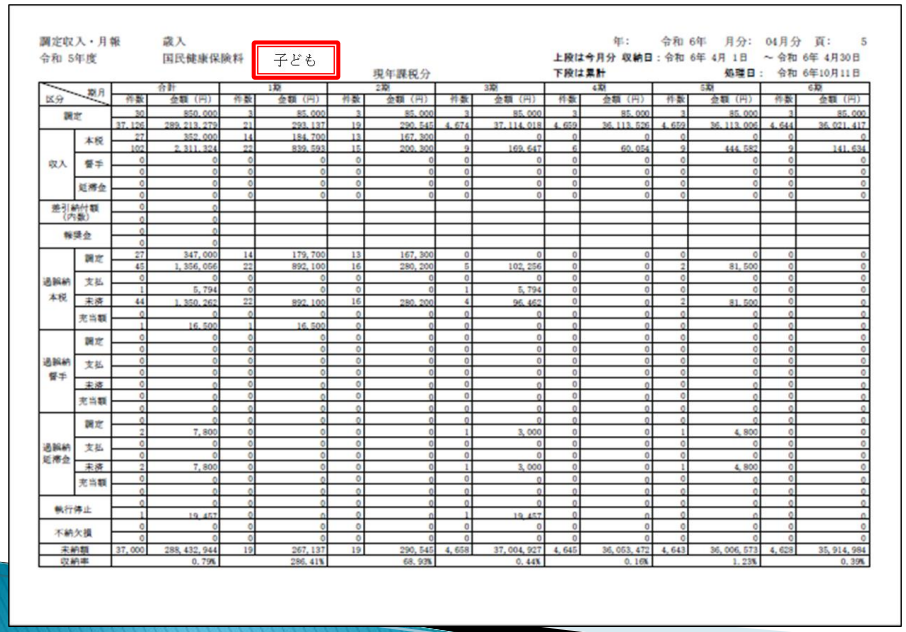

調定収入・月報　歳入　年：令和 6年　月分：04月分　頁：5
令和 5年度　国民健康保険料　子ども　現年課税分
上段は今月分 収納日：令和 6年 4月 1日 ～ 令和 6年 4月30日
下段は累計　処理日：令和 6年10月11日

区分	期月	合計 件数	合計 金額（円）	1期 件数	1期 金額（円）	2期 件数	2期 金額（円）	3期 件数	3期 金額（円）	4期 件数	4期 金額（円）	5期 件数	5期 金額（円）	6期 件数	6期 金額（円）
調定		30	850,000	3	85,000	3	85,000	3	85,000	3	85,000	3	85,000	3	85,000
		37,126	289,213,279	21	293,137	19	290,545	4,674	37,114,018	4,659	36,113,526	4,659	36,113,006	4,644	36,021,417
収入 本税		27	352,000	14	184,700	13	167,300	0	0	0	0	0	0	0	0
		102	2,311,324	22	839,593	15	200,300	9	169,647	6	60,054	9	444,582	9	141,634
収入 督手		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入 延滞金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引納付額（内数）		0	0												
		0	0												
報奨金		0	0												
		0	0												
過誤納 本税 調定		27	347,000	14	179,700	13	167,300	0	0	0	0	0	0	0	0
		45	1,356,056	22	892,100	16	280,200	5	102,256	0	0	2	81,500	0	0
過誤納 本税 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	5,794	0	0	0	0	1	5,794	0	0	0	0	0	0
過誤納 本税 未済		44	1,350,262	22	892,100	16	280,200	4	96,462	0	0	2	81,500	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 本税 充当額		1	16,500	1	16,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 調定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 未済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 調定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	7,800	0	0	0	0	1	3,000	0	0	1	4,800	0	0
過誤納 延滞金 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 未済		2	7,800	0	0	0	0	1	3,000	0	0	1	4,800	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執行停止		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	19,457	0	0	0	0	1	19,457	0	0	0	0	0	0
不納欠損		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未納額		37,000	288,432,944	19	267,137	19	290,545	4,658	37,004,927	4,648	36,053,472	4,643	36,006,573	4,628	35,914,984
収納率			0.79%		286.41%		68.93%		0.44%		0.16%		1.23%		0.39%

○ RZstA29_月報(普徴滞繰分)

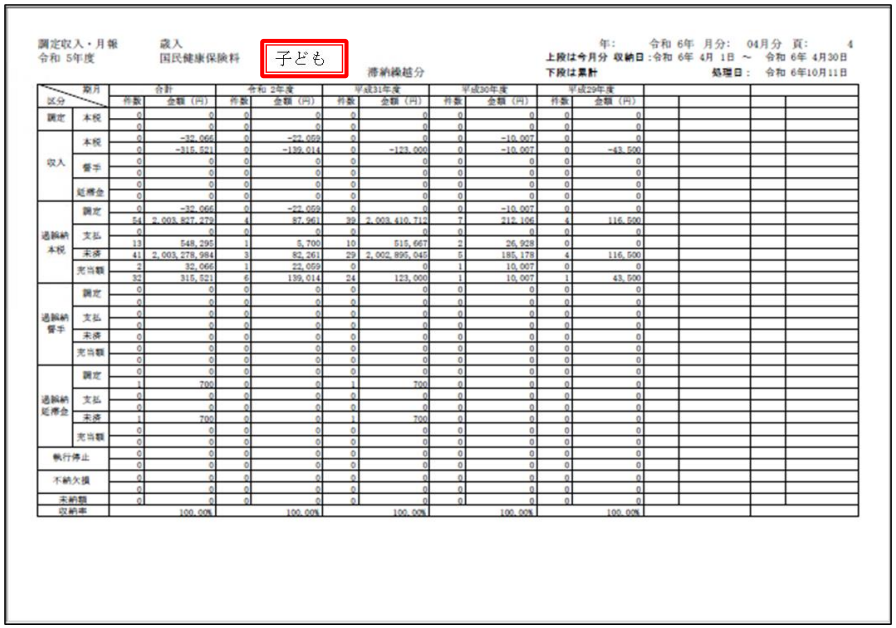

調定収入・月報　歳入　年：令和 6年　月分：04月分　頁：4
令和 5年度　国民健康保険料　子ども　滞納繰越分
上段は今月分 収納日：令和 6年 4月 1日 ～ 令和 6年 4月30日
下段は累計　処理日：令和 6年10月11日

区分	期月	合計 件数	合計 金額（円）	令和 2年度 件数	令和 2年度 金額（円）	平成31年度 件数	平成31年度 金額（円）	平成30年度 件数	平成30年度 金額（円）	平成29年度 件数	平成29年度 金額（円）
調定 本税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入 本税		0	-32,066	0	-22,059	0	0	0	-10,007	0	0
		0	-315,521	0	-139,014	0	-123,000	0	-10,007	0	-43,500
収入 督手		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入 延滞金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 本税 調定		0	-32,066	0	-22,059	0	0	0	-10,007	0	0
		54	2,003,827,279	4	87,961	39	2,003,410,712	7	212,106	4	116,500
過誤納 本税 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		13	548,295	1	5,700	10	515,667	2	26,928	0	0
過誤納 本税 未済		41	2,003,279,984	3	82,261	29	2,002,895,045	5	185,178	4	116,500
		2	32,066	1	22,059	0	0	1	10,007	0	0
過誤納 本税 充当額		32	315,521	6	139,014	24	123,000	1	10,007	1	43,500
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 調定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 未済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 督手 充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 調定		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1	700	0	0	1	700	0	0	0	0
過誤納 延滞金 支払		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 未済		1	700	0	0	1	700	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過誤納 延滞金 充当額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執行停止		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不納欠損		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未納額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収納率			100.00%		100.00%		100.00%		100.00%		100.00%

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

■現年月報は現年度の集計表としており、医療分、支援金分、介護分の退職分は新規に賦課されることはないため、子ども・子育て支援金の対応と合わせて内訳月報に出力しないよう見直しを行う。

■滞繰月報は過年度（滞納繰越分）の集計表としており、退職分の出力が必要であると考える。
一方で、退職分の滞繰月報を必要とする市町村は少数と考えており、退職分の出力は不要である市町村も多くあると考えられることから、退職分の出力有無をパラメータから選択できるようパラメータの追加を行う。

バッチの修正概要は「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-7」に示す。

○ZstS_0510　月報作成

ジョブID	ジョブ名	バッチパラメータ							セットアップパラメータ						
		バッチパラメータ管理ジョブID	バッチパラメータ管理番号	項目名	内容	桁数	初期値	入力必須	業務ID	機能ｺｰﾄﾞ1	ﾚﾍﾞﾙ1ｺｰﾄﾞ	機能ｺｰﾄﾞ2	ﾚﾍﾞﾙ2ｺｰﾄﾞ	機能ｺｰﾄﾞ3	機能説明
ZstS_0510	月報作成	ZstS_0510	01	月報出力時、国保内訳按分集計機能	0000:集計しない 0001:集計する(集合税の場合は対象外)	－	0001	－	Zst	7012	0000	0000	0000	0000	月報出力時、国保内訳按分集計機能
			02	月報出力時の国保内訳按分方法	0000:年額按分 0001:期別按分	－	0001	－	Zst	7013	0000	0000	0000	0000	月報出力時の国保内訳按分方法
			03	月分	01:1月、02:2月、03:3月、04:4月、05:5月、06:6月、07:7月、08:8月、09:9月、10:10月、11:11月、12:12月	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			04	処理年	処理対象の年	4	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			05	科目	処理対象の科目を選択 ・複数指定可 ・必須入力	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			06	収納日範囲開始	収納日範囲（開始）	10	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			07	収納日範囲終了	収納日範囲（終了）	10	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			08	更正日範囲開始	更正日範囲（開始）	10	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			09	更正日範囲終了	更正日範囲（終了）	10	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			10	歳出過誤納金の国保内訳按分方法	歳出過誤納金の国保内訳按分方法を指定 0：繰越調定額内訳 1：期別調定額内訳 2：期別調定額異動額内訳	1	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			11	選択帳票	出力帳票を指定 ・複数選択可 ・必須入力	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			12	区選択	処理対象の区を選択 （未選択の場合はすべての区を対象とする）	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
			13	退職分出力有無	滞納繰越分について退職の内訳月報の出力有無を選択してください。 0：出力しない 1：出力する（現行通り）	1	0	○	－	－	－	－	－	－	－

区選択のパラメータの下に「退職分出力有無」のパラメータを追加する。
　項目名：「退職分出力有無」（入力必須項目）
　内容：「滞納繰越分について退職の内訳月報の出力有無を選択してください。
　　０：出力しない（**※初期値**）
　　１：出力する（現行通り）」

13	退職分出力有無	滞納繰越分について退職の内訳月報の出力有無を選択してください。 0：出力しない 1：出力する（現行通り）	1	－	○

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

■標準システムでは、子ども・子育て支援金情報を一覧（リスト）により確認可能とするため、バッチ処理「ZstS_2310 EUC収納内訳抽出（夜間切出用）」、「ZstS_2311 EUC収納内訳抽出」を実施してEUC機能により子ども・子育て支援金分に係る内訳項目を抽出可能とする。

■上記バッチ処理で作成した情報は、テーブル「TZst_EUC収納内訳」で管理・出力する。

EUCについては「資料No.X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-4」「補足資料3-7」に示す。

項目は一部抜粋

テーブル定義書		
システム名	市町村事務処理標準システム	
サブシステム名	保険料（税）収納	
テーブル名	TZst_EUC収納内訳	
テーブル名称	TZst_EUCSHUNOUCHIWAKE	

No.	項目名	項目記号名	データ型	桁数	項目内容	NotNull	主キー	備考
1	自治体ｺｰﾄﾞ	jichtiCd	char	6	市町村の自治体コード（都道府県コード（2桁）＋市区町村コード（3桁）＋チェックディジット（1桁））を設定する	○	○	
「収納ｷｰ1」「収納ｷｰ2」「履歴番号」「初期登録業務日時」「更新業務日時」「更新ｼｽﾃﾑ日時」「更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名」「更新ﾕｰｻﾞID」「有効ﾌﾗｸﾞ」「旧自治体ｺｰﾄﾞ」								
13	個人番号	kojinNo	char	10	市町村で対象者を一意に識別する管理番号を設定する			
14	賦課年度	fukaNnd	char	4	賦課した年度を設定する			
15	税目ｺｰﾄﾞ	zimkcd	char	2	税目の識別コードを設定する			
16	税目名称	zimkmishu	nvarchar2	25	税目の名称を設定する			
17	税目名称略称	zimkmishurykshu	nvarchar2	3	税目の名称の略称を設定する			
18	対象年度	taishoNnd	char	4	賦課の対象となる年度（課税すべき年度）を設定する			
19	通知書番号	tschshNo	char	10	通知書番号を設定する			
20	期別ｺｰﾄﾞ	kibetCd	char	2	徴収する期別を設定する			
「事業年度開始年月日」「事業年度終了年月日」「申告区分ｺｰﾄﾞ」「連番」								
27	期別調定額内訳1	kbtuchutigkuchwk1	number	15	医療（一般）の調定額を設定する			
28	期別調定額内訳2	kbtuchutigkuchwk2	number	15	医療（退職）の調定額を設定する			
29	期別調定額内訳3	kbtuchutigkuchwk3	number	15	介護（一般）の調定額を設定する			
30	期別調定額内訳4	kbtuchutigkuchwk4	number	15	介護（退職）の調定額を設定する			
31	期別調定額内訳5	kbtuchutigkuchwk5	number	15	支援金（一般）調定額を設定する			
32	期別調定額内訳6	kbtuchutigkuchwk6	number	15	支援金（退職）調定額を設定する			
33	期別調定額内訳7	kbtuchutigkuchwk7	number	15	子ども調定額を設定する			
34	期別調定額内訳8	kbtuchutigkuchwk8	number	15	予備項目			
35	期別調定額内訳9	kbtuchutigkuchwk9	number	15	予備項目			
36	期別調定額内訳10	kbtuchutigkuchwk10	number	15	予備項目			
37	期別収納額内訳1	kbtushunugkuchwk1	number	15	医療（一般）の期別収納額を設定する			
38	期別収納額内訳2	kbtushunugkuchwk2	number	15	医療（退職）の期別収納額を設定する			
39	期別収納額内訳3	kbtushunugkuchwk3	number	15	介護（一般）の期別収納額を設定する			
40	期別収納額内訳4	kbtushunugkuchwk4	number	15	介護（退職）の期別収納額を設定する			
41	期別収納額内訳5	kbtushunugkuchwk5	number	15	支援金（一般）の期別収納額を設定する			
42	期別収納額内訳6	kbtushunugkuchwk6	number	15	支援金（退職）の期別収納額を設定する			
43	期別収納額内訳7	kbtushunugkuchwk7	number	15	子どもの期別収納額を設定する			
44	期別収納額内訳8	kbtushunugkuchwk8	number	15	予備項目			
45	期別収納額内訳9	kbtushunugkuchwk9	number	15	予備項目			
46	期別収納額内訳10	kbtushunugkuchwk10	number	15	予備項目			

・期別調定額内訳7～10を抽出可能となるよう項目追加する。
・子どもは内訳7の項目で抽出可能とする。

・期別調定額内訳7～10を抽出可能となるよう項目追加する。
・子どもは内訳7の項目で抽出可能とする。

「繰越時調定額内訳7～10」、「繰越時収納額内訳7～10」、「繰越調定額内訳7～10」も期別調定額内訳、期別収納額内訳と同様、各内訳項目（内訳7～10）を抽出可能とする。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

設計方針５　子ども・子育て支援金分の情報を収納他システムへ連携できること

■標準システムでは、市町村の運用に合わせ収納サブシステム、滞納サブシステムの導入有無を選択可能（滞納サブシステムのみの導入は不可）としており、国民健康保険_機能別連携仕様の規定に則り、統合収滞納管理システムとの連携を行う機能の開発を行っている。
統合収滞納管理システムとの連携インターフェースにおいて、子ども・子育て支援金分に係る項目の追加が想定されることから、連携機能において子ども分の内訳項目の入出力（Input、Output）対応を行う。
連携の修正概要は「資料№X別紙3_基本設計の観点および方針について（子ども支援金）補足資料3」の「補足資料3-8」に示す。

○統合収納管理_機能別連携仕様書【第2.3版】 連携ID：036o005（調定収納情報）より抜粋

連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型	対象データ						連携方法		
							データ集合名	データ項目ID		データ項目名	繰り返し	備考	連携頻度	API連携	ファイル処理
036o005	00	0360427/0360429	収納管理に伴う庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース		①統合収納管理機能が、②庁内基幹業務システムに、③調定収納情報（統合収滞納）を、④提供する	◎	調定収納情報（統合収滞納）								○
								036	00284	市区町村コード					
								036	00971	合併前_市区町村コード					
								036	00285	賦課年度					
								036	00286	相当年度					
								036	00287	通知書番号					
								036	00288	業務詳細（科目）コード					
								036	00289	特別徴収義務者指定番号					
								036	00290	期別					
								036	00291	申告履歴番号					
								036	00292	事業年度番号					
								036	00293	児童_宛名番号					
								036	00294	最新フラグ					
								036	00295	指定都市_行政区等コード					
								036	00296	宛名番号					
								036	00297	被保険者番号					
								036	00298	国保記号番号					
								036	00299	申告区分					
								036	00300	事業年度開始日					
								036	00301	事業年度終了日					
								036	00302	共有資産番号					
								036	00303	市税事務所コード					
								036	00304	調定額_本税（料）					
								036	00305	調定額_延滞金					
								036	00306	調定額_督促手数料					
								036	00307	調定額_法人住民税内訳_均等割額					
								036	00308	調定額_法人住民税内訳_法人税割額					
								036	00309	調定額_国民健康保険内訳_医療一般分					
								036	00310	調定額_国民健康保険内訳_医療退職分					
								036	00311	調定額_国民健康保険内訳_介護一般分					
								036	00312	調定額_国民健康保険内訳_介護退職分					
								036	00313	調定額_国民健康保険内訳_支援一般分					
								036	00314	調定額_国民健康保険内訳_支援退職分					
								036	00315	法定納期限					
								036	00918	法定納期限等					
								036	00316	納期限					

連携インターフェースに調定内訳項目が規定されていることから、以下の通り「子ども分」が追加されると想定。

・調定額_国民健康保険内訳_医療一般分
・調定額_国民健康保険内訳_医療退職分
・調定額_国民健康保険内訳_介護一般分
・調定額_国民健康保険内訳_介護退職分
・調定額_国民健康保険内訳_支援一般分
・調定額_国民健康保険内訳_支援退職分
・**調定額_国民健康保険内訳_子ども分**　（仮）

※機能別連携仕様書にて子ども分が示された後に再度検討を行う。

・国民健康保険の機能別連携仕様【第2.2版】以降、「連携ID：036o005」は統合収納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）照会のための連携インターフェースとして規定されている。
・国民健康保険の機能別連携仕様【第2.2版】以降、「連携ID：024o053（調定収納情報（統合収滞納管理））は統合滞納管理機能への調定収納情報（統合収滞納管理）送信のための連携インターフェースとして規定されており、「連携インターフェースについては、036o005と同様とすること」とされている。

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

■標準システムでは現行機能において、他システムへの連携機能を有している。
標準化期限までに標準化対応が困難な団体があることを想定し、現行の連携機能においても子ども・子育て支援金分に係る内訳項目を追加する対応を行う。

■保険料（税）収納サブシステムを未導入の団体向けの機能

・ZstS_2400 調定連携ﾃﾞｰﾀ作成

保険料（税）賦課サブシステムで計算した保険料（税）の調定情報（調定連携情報.csv）を作成するためのバッチ処理

項番	項目名	属性	桁数	サイズ	必須	データ仕様	備考
13	更正前調定額	S9	15	30	○	調定更正前の調定額を設定する	
14	更正後調定額	S9	15	30	○	調定更正後の調定額を設定する	
15	更正前納期限	X	8	16		調定更正前の納期限を設定する 初回の収納反映以外の場合は、設定する 初回の収納反映の場合は、設定しない	
16	更正後納期限	X	8	16	○	調定更正後の納期限を設定する	
17	延滞金調定額	S9	15	30	○	"0"を設定する	
18	督促料調定額	S9	15	30	○	"0"を設定する	
19	期別調定額内訳1	S9	15	30	○	医療（一般）の調定額を設定する	
20	期別調定額内訳2	S9	15	30	○	医療（退職）の調定額を設定する	
21	期別調定額内訳3	S9	15	30	○	介護（一般）の調定額を設定する	
22	期別調定額内訳4	S9	15	30	○	介護（退職）の調定額を設定する	
23	期別調定額内訳5	S9	15	30	○	支援金（一般）調定額を設定する	
24	期別調定額内訳6	S9	15	30	○	支援金（退職）調定額を設定する	
25	期別調定額内訳7	S9	15	30	○	子ども調定額を設定する	

項目は一部抜粋

「調定連携情報.csv」には内訳項目として以下を追加する。

・期別調定額内訳7

・ZstS_2410 連携収滞納情報取込

市町村収納システム（他システム）より連携された収納情報（収納異動情報.csv)を取り込むためのバッチ処理

項番	項目名	属性	桁数	サイズ	必須	データ仕様	備考
9	期別調定額	S9	15	30	○	保険料（税）額を設定する	
10	期別調定額内訳1	S9	15	30		医療（一般）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
11	期別調定額内訳2	S9	15	30		医療（退職）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
12	期別調定額内訳3	S9	15	30		介護（一般）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
13	期別調定額内訳4	S9	15	30		介護（退職）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
14	期別調定額内訳5	S9	15	30		支援金（一般）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
15	期別調定額内訳6	S9	15	30		支援金（退職）調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
16	期別調定額内訳7	S9	15	30		子ども調定額を設定する 期別調定額内訳1～期別調定額内訳7の合計額が期別調定額と一致するように設定する	
17	期別収納額	S9	15	30	○	納付済額を設定する	コンビニ収納代行における速報データの金額を納付済みとして扱う場合は、速報データの金額を期別収納額に含める。
18	期別収納額内訳1	S9	15	30		医療（一般）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
19	期別収納額内訳2	S9	15	30		医療（退職）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
20	期別収納額内訳3	S9	15	30		介護（一般）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
21	期別収納額内訳4	S9	15	30		介護（退職）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
22	期別収納額内訳5	S9	15	30		支援金（一般）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
23	期別収納額内訳6	S9	15	30		支援金（退職）収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	
24	期別収納額内訳7	S9	15	30		子ども収納額を設定する 期別収納額内訳1～期別収納額内訳7の合計額が期別収納額と一致するように設定する	

項目は一部抜粋

「収納異動情報.csv」には内訳項目として以下を追加する。

・期別調定額内訳7
・期別収納額内訳7
・繰越調定額内訳7
・繰越時調定額内訳7
・繰越時収納額内訳7

２．制度改正に伴う国保業務に関わる変更

２．２　子ども・子育て支援金に係る機能の対応（保険料（税）収納サブシステム）

■保険料（税）収納サブシステムを導入している団体向けの機能

・ZstS_2456　総務省中間レイアウト出力、ZstS_2457　総務省中間レイアウト出力（差分版）

保険料（税）収納サブシステム管理している各種情報を総務省中間標準レイアウトに沿った編集処理を行い、連携用ファイルを作成するバッチ処理
本処理では「通知書情報ファイル」、「期別情報ファイル」、「納付履歴情報ファイル」、および「調定履歴情報ファイル」の4つの連携用ファイルを作成する。

○期別情報ファイル_国民健康保険税_料

No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須[O]／任意[空白]	繰り返し[2回以上の場合のみ記載]	項目説明	サンプル値	項目は一部抜粋
11	期別調定額									
12	期別税_料額	S9	13			○		期ごとの税額（保険料額）	10000	APPLIC標準仕様 データ一覧 収滞納管理：調定額　引用
13	期別延滞金額	S9	13			○		期ごとの確定延滞金（確定延滞金がある場合、必須）	0	
14	期別督促手数料	S9	13			○		期ごとの督促手数料（督促手数料がある場合、必須）		
15	国保期別調定額内訳									
16	期別医療一般分	S9	13			○		期別額のうち医療一般分		
17	期別医療退職分	S9	13			○		期別額のうち医療退職分		
18	期別介護一般分	S9	13			○		期別額のうち介護保険料一般分		
19	期別介護退職分	S9	13			○		期別額のうち介護保険料退職分		
20	期別支援一般分	S9	13			○		期別額のうち後期高齢者支援金一般分		
21	期別支援退職分	S9	13			○		期別額のうち後期高齢者支援金退職分		
22	期別子ども分	S9	13			○		期別額のうち子ども支援金分	0	
23	督促情報									

「期別情報ファイル」には内訳項目として以下を追加する。
・期別子ども分
・繰越調定額子ども分

○納付履歴情報ファイル_国民健康保険税_料

No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須[O]／任意[空白]	繰り返し[2回以上の場合のみ記載]	項目説明	サンプル値	項目は一部抜粋
15	国保期別収入額内訳									
16	収入医療一般分	S9	13			○		収入額のうち医療一般分	5000	
17	収入医療退職分	S9	13			○		収入額のうち医療退職分		
18	収入介護一般分	S9	13			○		収入額のうち介護保険料一般分		
19	収入介護退職分	S9	13			○		収入額のうち介護保険料退職分		
20	収入支援一般分	S9	13			○		収入額のうち後期高齢者支援金一般分		
21	収入支援退職分	S9	13			○		収入額のうち後期高齢者支援金退職分		
22	収入子ども分	S9	13			○		収入額のうち子ども支援金分	0	
23	領収日	9	8			○		領収印の日。還付・充当出等の減の場合は、元の収入増データの同項目を設定	20110531	
24	収入日	9	8			○		納付の場合は、収入日（公金となった日）を設定。それ以外は、決議日を設定	20110531	
25	納付区分	X	2		納付区分	○		収入金の納付方法を設定。還付・充当出等の減の場合は、元の収入増データの同項目を設定	01	

「納付履歴情報ファイル」には内訳項目として以下を追加する。
・収入子ども分

○調定履歴情報ファイル_国民健康保険税_料

No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須[O]／任意[空白]	繰り返し[2回以上の場合のみ記載]	項目説明	サンプル値	項目は一部抜粋
12	国保期別調定額内訳									
13	期別医療一般分	S9	13			○		期別額のうち医療一般分	5000	
14	期別医療退職分	S9	13			○		期別額のうち医療退職分	0	
15	期別介護一般分	S9	13			○		期別額のうち介護保険料一般分		
16	期別介護退職分	S9	13			○		期別額のうち介護保険料退職分		
17	期別支援一般分	S9	13			○		期別額のうち後期高齢者支援金一般分		
18	期別支援退職分	S9	13			○		期別額のうち後期高齢者支援金退職分		
19	期別子ども分	S9	13			○		期別額のうち子ども支援金分	0	

「調定履歴情報ファイル」には内訳項目として以下を追加する。
・期別子ども分